

第十回 参議院 人事委員会 會議 録 第四号

昭和二十五年十二月十六日(土曜日)午前九時四十五分開会

本日の會議に付した事件

○一般職の職員に關する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木下源吾君) それではこれより委員會を開会いたします。

一般職の職員に關する法律案の一部を改正する法律案の質疑を願います。

○森崎隆君 淺井總裁が参られておりますので、私からお尋ねしたいと思つてます。

その前に一言總裁に申し上げたいことは、今度の給與の問題につきましては非常に本委員會におきましては重大な問題と思つて、終始まじめにこれまで検討を加えて参つたのでありますが、前臨時国会におきまして總裁は一度しか出席されておられません。この問題は人事院に直接關係のあることでございまして、委員會がありますれば出席を我々から要望すると否にかかわらず是非出席して頂きたかつた。並びに今回の本国会が開かれました後にも数回こうして審議をして参つたのであります。總裁の御出席を終始望望してはいたのでありますが、昨日までのところいろいろ公務御多端なことと思つては、到頭御出席を頂けなかつたことは非常に残念に思つております。今朝初めてお目にかかりましたので、今後とも一つ我々も力一杯や

りますが、こういう問題につきましても是非とも一つ委員會にはしばしば御出席なされまして、お互いに協力いたしまして何とか適正な公務員のための給與体系を作り上げて行きたい、こゝろ我々も思つておりますので、よろしく一つ御出席をお願いいたします。

次にお尋ねいたしますが、私の總裁に特にお尋ねいたしますことは、極く短かい簡単なこととさせていただきますが、併しその内容といたしましては、私は非常に重要な性質のものであると思つてます。若しこの問題を本場に深く掘り下げまして御返答頂くならば、或いは人事院そのものの存在価値にまで私は触れなければいけない問題であるかと思つては、一月以降におきまして篤とお互いに相話したいと思つては、今日は今度の一般職の職員に關する法律の一部改正案、政府から出されましたこの法案につきまして、万が一これが参議院を通過してしまつて、正式の法律となつたときに、当然これを実施するのは總裁の指揮下にあります人事院であると思つては、人事院におきまして果してこの法律のまま実施が円滑になされ得るかどうかということ。

もう一つは、根本的に人事院總裁といたしまして、又公務員の給與の最高の責任者というように、私といたしましては実質的にはそういうような気持を持つておられますが、その責任ある總裁といたしましてこの政府案は果して妥当であるかどうか。又妥当でない

といたしましたも、この程度で忍び得るのかどうか。絶対にこれに承服できないという観点に立たれるのかどうか。こういう点につきまして忌憚ない總裁の御意見を承わりたいと思つてます。その總裁の御答弁を頂いた後におきまして、私はこれ以上二度と質問は繰返しません。これを以ちまして私は全部の質問を終了したいと思つては、その地位にあられる人事院總裁として、はつきりした良心的な御答弁をお伺いしたいと思つてます。

○説明員(淺井清君) お答え申し上げます。人事院はその許されたる独自の立場から、御質疑に應じて、この法案の審議の過程を通じて、忌憚なく且つ強くその所信を表明して参つたものでございまして、その間たま／＼政府案に對しても反対の見解を申述べたことも多かつたと存じます。併しなから法律を制定せられるものはもとより国会でございまして、一たび法律が成立いたしました以上は、そこにはもはや政府案とか人事院案とか申す筋合いのものではなくして、ただ日本の法律があるのみと存じております。憲法七十三條によりますれば、内閣は国会の制定した法律を誠実に履行しなければならぬ責任を持つておるものでございまして、その行政機関たる地位に鑑みまして、この法案が法律として制定されました以上は、万難を排してその実施に誠実に当りますことは申すまでも

ないことと存じます。ただすでに申述べたごとく、実施上種々の困難がございまして、ただその困難は万難を排して、誠実に国会の制定せられた法律を実施するという決心でございまして、

次にこの法律案に對して不満の点、その他をお問いでございましたが、私はここに一つの事実として申し上げたいと存じます。先ずそれはこの人事院の勧告が政府の案によつてどの点が容れられ、どの点が容れられなかつたかというところを集約して申上げる外はございません。第一に政府の案に人事院の勧告が容れられておらずと見る点を申し上げます。その第一は、人事院の給與のきめ方の方式の最も根本としたしてございまして、成年男子の独立の生計費というところ、それから民間給與との權衡ということ、それから給與の方式、以上申述べた三点は人事院の勧告が政府案に取入れられておる最も主な点でござい

ます。

るベースと、政府の唱えましたベースとは全く同一のものであつて、ひとしく現行の給與法第一條によつたものでございまして。人事院のベースは八千五百十八円、政府のベースは人事院の推定によりますればおよそ八千円、大差はございませぬ。即ち人事院の唱えましたベースはその数字においては政府案にそのまま取入れられておる。若干の数字の相違はありますが、取入れられておるものと考えます。即ちこれが人事院の勧告案が政府に取入れられておる第二点でございまして。次に第三点といたしまして人事院の唱えておりました勤務手当及び地域給の改正でございまして。これは政府案に人事院の勧告通り取入れられておる。その間暫定措置が加わつておるが、法律の本分といたしましては人事院の案が取入れられておる。以上申述べました三点は人事院の勧告が政府案に取入れられておる最も主な点でござい

ます。

第二に人事院の勧告で唱えられた点で、政府案に取入れられなかつた点を申し上げます。これは二点でございまして、主なもの、その第一点はいわゆる俸給表の曲線、カーブの問題でございまして。即ち人事院は三千三百四十円を二級一號に當て、政府は三千三百五十円を二級四號に當て、最高額を人事院は二万三千円と押え、政府は二万五千円と押えましたので、上下の差が人事院案は約七倍、政府案は八倍に余つておるのでござい

す。これは人事院の持つておりまする給與政策の非常に重要点でございますが、この点は政府案に取入れられておりません。第二点は特別号俸の調整でございます。これは人事院では反対を参りました。この二点が政府案に取入れられていない点でございます。従いまして人事院といたしましては、この二点に對しまして率直に強く政府案に反対の見解を、御質疑に應じ申上げた次第でございますが、さて最前から繰返しますように、国会が法律として御制定になりました以上は、我々はもはやこれを批判すべき性質のものでなくして、先頃申しましたように万難を排して誠実にこの法律の履行に當りたいと思つております。

なお最後に附加えさして頂きたいと思ひますが、この人事院案を政府案に入れなかつた主眼点、二点に種々なる論議がございましたが、その主眼点は主として財政上の問題即ち給與予算がこれ以上増額し得なかつたという財政上の問題であるやに存じます。然らば私は人事院といたしましては、国会及び内閣においてこの上とも御工夫を加えられまして、公務員の利益のために将来この法律を成るべく早く一層よきものにせられんことを切望いたします。

○委員長(木下源吾君) 別に御発言もございませぬようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議はございませぬか。

○委員(長木下源吾君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼答否

を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見がございましたら、討論中に述べを願います。

○千葉信君 私は今上程の本案に對して反対をいたします。去る一日の衆議院における公聴会で、前の大蔵省給與局長今井一男君が次のように言われております。若し人事院の勧告が民間賃金を標準としたものであるなら、一万二千円ぐらいが至当である。民間の賃金指数或いは本年八月におけるC.P.S.の二九という指数、食糧その他種々商品の異常な高騰を考へますならば、少くとも私は一万二千円というの今井一男君の意見に全面的に賛意を表するものでございませぬ。この観点からすれば、八千五百八円という人事院の勧告は、確かに低水準のものであつたということが言へると思つております。そうして又人事院が国家公務員法第三條によつて公務員を擁護すべき唯一の機関であるという事実を想起すれば、あらかじめ與えられた枠の中である低水準の勧告を出したというその自主性の喪失が、結局は問題の同法に不利な影響を與えた点において、私は人事院の責任を追及せざるを得ないのでございませぬ。それにもかかわらず、この人事院の勧告はその給與体系としての理論的構成、或いはその俸給表における昇進率において、少くとも政府案に比して百日の長あることは事実でございます。そのためにこそ私は人事院勧告を支持するのでございませぬ、耐え難い水準ではございませぬ、これが許され得る最後の線であるという立場において私はこれを支持するものでございませぬ。然るに政府はこれを尊重せず、成るほど

政府は本法案第一條において「人事院が国会及び内閣に對し勧告した給與計画を原則的に尊重し」と言つてゐるが、正しくはこれは部分的に尊重したので改められるべきであると思つております。事実部分的にはこれを尊重してあります。例へば地域給の暫定措置における五分引下げのとき、最高最低の幅を更に拡大した俸給額の決定のとき、結局は自己に有利な部分だけにしかそのいわゆる尊重は行われておらない。然り而して最も憎むべき政府の態度は、この部分的尊重において人事院案に對して逆手をとつてゐるというものであります。これを具体的に言うならば、若し政府が今次改訂において言うがごとく、予算上人事院案に沿うことが仮に不可能であるとするならば、上も下も同率にこれを減額してこそ初めて原則的に尊重したと言へるはずでございます。下級者に対しては思い切つて減額を行ひながら、上級者に対してはこれを大幅に増額してゐるこの引上げ額の率は、実に二五・三%強でございます。これが我々の政府案に承服し得ない第一点でございます。

反對する第二の理由は、以上のようなり方方で六級、七級以下の下級者の増額が少ないう上、調整号俸引下げという苛酷な措置をとられ、更に地域級の引下げのために従来の六千三百七円ベースから一割も上らない公務員が相当数出るといふことでございます。その結果として政府は増額が一割に充たない者に対しては、少くとも一割だけは何とかするといふ附則第三項のいわゆる最低保障額確保の方法を行使しなければならなかつたのでございませぬ。而も政府はその手段において明らかに

誤謬を冒してゐる。政府はこの場合、最低保障額に含まれる地域給を本俸に繰入れる結果として、如何なる事態が起るかと言へば、これらの人々が他の地域に転じた場合、本俸が他の人々より地域給の分だけ不当に高いという奇現象を生ずることでございます。これは該当人員云々の問題ではなく、金額の多寡の問題ではなく給與政策上不合理であり、愚劣至極だといふ点において我々は反対でございます。

理由の第三は、すでに御承知の調整号俸切下げの問題でございます。この号俸調整は二千九百二十円ベース改訂に際して税務、警察、船員或いはらい結核療養所の職員、郵政電通従業員に對して、時間差若しくは職務内容に依つて加算されたものでございませぬ。従つて既得の云々の問題は別としても、若しこれらを減額又は引下げする場合に、危険の度合、責任等の職務内容に對する慎重な科学的検討が必要である、且つ法の執行についても深甚なる考慮が必要であるといふことは論を待たないのであります。能うべくんばかかる措置は先に国会を通過した職階制の確立と、本格的給與体系としての給與準則の制定を待つて、初めて合理的の解決が期し得られると考へるのでございませぬ。然るに政府は、單なる給與予算ふんだくりの必要から勤務時間の統一に藉口してかかる無謀をあえてしたのでございませぬ、それだけならまだしも見解の相違、意見の食い違ひといふことがあるかも知れませぬ。ところがここに問題がございませぬ。今度の切下げ方を見ますと、各級ごとに切下げられるものがまち／＼ございませぬ、その結果次のようなでたらめが随

所に起つておるのであります。引例すれば三級一號の税務官吏は二級五號の下級同僚と同じく、現在四千二百二十三元である。それがこの切下げのため三級の者は三號下り、二級の者は一號だけ下る。三級だつたため下の者より二號俸下位に転落する。俸給額が實際上三百円少くなる。三級だつた者が四千九百円、下の二級の者が五千二百円という珍現象がございませぬ。これは單なる一例に過ぎず、該当する者は枚挙にいとまない。政府はこの問題に對する我々の追及に屈して、明らかに不合理なこれらの修正を言明いたしました。政府はこの不合理の修正を、本法律案施行以前、本年十二月二十一日までの間に、その該当者に對して一齊昇給の方法をとると言明したのでございませぬ。これは今までの政令にも規則にもない昇給でございまして、言い換へるならば、この法律の立案者である政府自身が、この法律を合理的なものにするためのインテキ手段を必要としたといふ噴飯すべき事実を我々は弾劾せざるを得ないのであります。所詮この法律案はそのためにも修正は不可避だつたはずでございます。本法案に反對する理由として更にいへば、申上げた事実があるものでございませぬ、詳細は本會議に譲ることにして、以上を以て私の反対の討論といたす次第でございます。

○重盛壽治君 私もこの案には反対をいたします。只今千葉委員から数字的にいへば、指摘せられております。勿論数字的に種々不便な点があることは、今日までの委員会の席上で論議せられましたことでも明瞭でございます。

而も基本的には上に厚く下に薄く、又入れなくてもいいところの号俸の調整をやつておる矛盾極まる内容であることは明瞭であります。その矛盾極まる内容のものがどうして政府案として、国家公務員に対する給與法案として上程せられたかというのを考えて見ますならば、このよつて来たつた原因は極めて明瞭であります。この明瞭であるということは、本當の給與をどう改革しなければならぬかという理念に立つておるものではありませぬ。今度の案が人事院の勧告案を若しそのまま実施に移したといたしますならば、一応数字の点では若干不満な点があるといつたとしても、少くとも九十二万の官吏諸君はこれを受入れる態勢を持つておる。然るにこの給與を政府の官房長官の手許において、政府の關係官庁の給與關係に明瞭な見解を持つてあらゆる有識者を集めて、これを作り上げるべきであつたにもかかわらず、官房長官の手許において作り上げられたという事は、言い換えますならば給與をどうしてやろうか、如何に合法的なものを作り上げてやろうかということではなくして、給與と腕み合せとして財源を作り出すか。どうして財源を搾つて行くかということにのみ重点が置かれておるのであります。前の国会におきまして、九日の日に我々がこの案を通過して頂かないようにやりましたことも、次の国会でこの重要な給與ベースの問題は十分考へて頂くというために、この前の国会では否決になるように我々は率直に言つて努力をして参つたのであります。然るにこの給與の前半に關しましては、この間において反省するとい

ようなことはなくて、逆に又も国会が当然休会になつても差支えないようなときに、無理に引延ばしをやつて強引に押切つて行くかというふうな政府の考へ方は、一体どこにあるか。ただただ国の政治を本當に運営するのではなくて、数字の、そろばん玉の政治に過ぎないのであります。私は国の政治といふものは今更申上げる必要もありませんけれども、本當にその対象とする人たちが、いわゆる給與ベースの問題でありますならば、九十二万のこの人たちは一体どういふことを望んでおるかといふことを先ずつかむことが大切である。勿論今日の日本の経済状態から見まして、満足すべきものは支給できないでありましよう。併しながら少くとも一応理論体系の立つものでなければならぬ、この矛盾極まる内容のものを、力を以て、数を以て押切ろうとする政治は、民主的な政治の扱ひ方では断じてない私は考へております。いわんや僅か五、六億程度の予算をこの際政府が、而も国の予算の枠の埒内でも操作でき得ることならば、關係方面においても了承しよう。又人事院が出したあの勧告の内容のほうが政府案より遙かに優つておるといふことは、その都度明瞭に言われておるのであります。そうして無理にこれをこのまま押し付けようとして、政府が誠意を以て九十二万の官吏の人たちの給與ベースを変えてやろうという熱意があるならば、五億や六億の金は微々たるものであります。若しこの五億、六億の僅かの祖替えによつて全官吏が欣然と奮起いたしましたして、勉勵いたしました日本に再建におのずからの與えられた職務に忠実であつたといつたす

らば、これを政府が言うならば玉で弾いた数の何百倍、何千倍に価するであらうと私は考へるのであります。逆にこの不満を多数を以て決定し、政府の一方的な考へ方によつてこれを飽くまで処理して行くかとするならば、この不満は九十二万の人たちが不満を持つて日夜その職務に當るといふまじならず、如何なる結果を生むでありますしやう。みずからの生活権が確立せられないところから欣然として自分の任務につくことはできないのであります。そこには不平があり不満があり、極めて險惡な空氣の中でみずからの與えられた職務に従事したしておるといふ場合においては、おのずと能率は低下するでありましようし、大きく言いますならば日本の再建に非常な支障を來たす。この損害をあなたがたが目前の五億や六億の僅かな金を惜んで、目に見えない損害が一体幾らになるか。これこそ何千億、何百億であるか、私は計るべくもない多数の数字になつて行くであらうと考へるのであります。こ

ういふ観点から行きますと、当然この問題に關しましては、私共は反対をしなければならぬのであります。更にもう一つ申上げるならば、衆議院において野党が反対をして……、これを通過させ、それを参議院が本當にいわゆる政党政派を抜きにして、二院制の重要な意義からこれを十分に審議して、政治的に多数の人の意見のみで押し出すといふことではなくて、本當に対象とする人たちがどういふ考へを持つておるかという角度に立つて検討せられたとするならば、当然この問題は、この国会において直ちに決定すべき問題ではないのであります。官吏の諸君は給與法案が一ヶ月や二ヶ月遅れても筋の通つた、而も自分らが希望するものに近いものを作つてもらふことを望みたくしておるのであります。繰返して申上げますけれども、賃金体系のみではありません。すべての政治がその対象たる人たちの氣持を把握することなくして作り上げたとするならば、そこに机上論的な、砂上樓閣的な法案よりでき上らないのであります。今、申上げますように二院制をいたしました、参議院が衆議院の通過せしめた議案を十分に審議して、これのよしあしをきめる権限が若しあるとしますならば、私はあると解釈いたしますが……、これは政党政派を超越いたしました、さうしてこの内容に十分にメスを入れ、本當に正しいものにし、更にそこに若し關係方面の障害があると仮定いたしましたならば、これの了解には全力を盡して當る。而も時日をかせば、この方面の了解も當然得られるという確信を私は持つておる。何が故にかやうに急遽この問題を通過せしめなければならぬかといふこと、私はこの二院制の意義からも恐らく緑風会の皆様も、或いは民主党の皆様も、この案に心から私は双手を挙げて賛成なさつておるかたはないと思つております。機械的

に、一日も早く、明日までにはこの議案を上げてしまわなければならぬといふことをなさるなくとも、再びここでこの問題を審議未了にいたしましたとして、通常国会で十分に練り直して、さうして正しい方向付けをするといふことを全官吏は望んでおりますし、全國民も私はこの点に注目いたしておるだらうと思つております。かような意味合いから考へまして、私は内容はもはや論議する必要はないのであります。どうか二院制の重要な意義から考へましても、さうして又、私共が今日までいろいろと論議して来て内容の明瞭になつておるところの不備なり、欠陥等を十分考へせられて、この問題を処理して頂きたいと存じます。なお且つ今度の法案が仮に通過いたしましたとします場合に、官房長官は、政府に關係しておるところの職員並びにこれに準ずる者に対しても、全部この給與ベースを適用するのであると言明せられたのであります。大蔵省の一部の局長の言によりますれば、今日極めて困難なところの仕事を携つておるところの、大蔵省に關係する四機關、閉鎖機關等を中心とする機關に対しては現在の給與が高過ぎるので、これに當てはめて行くことができない。これは上げなくてはよろしいといふような矛盾極まることを放言いたしておるのであります。勿論今度の案には私共は全面的に賛成はできません。全部を反対するのであります。若し仮にこれがこ

にこの法案の改正をせられまして、人事院の出されましたところの案に最も近いものに修正せられんことを希望して、反対の意見とする次第であります。

○紅露みつ君 私も本改正案に反対をいたすのでございます。簡単に理由を申し上げます。簡単に理由を申し上げると、もうすでに言い盡されておもうのでございますが、私共は当初から人事院の勧告を支持して参つたのでございます。それは人事院という機関が特に設けられておるといふ意義を尊重するゆえんでもあります。而も本案の審議が進むに連れまして明らかになりましたことは、只今淺井人事院総裁からもお話がありましたように、政府と人事院の間にこの給與法を改正するに当りましての根本理念が全く対立をいたしました。政府は人事院の考へておりますところを全く無視されて、反対の方向を取られたというところでございます。即ち給與のカーヴであります。これにも一応うなずける点がないではありません。併しながら私共はやはり人事院が申されまするよう、現在の段階におきましては、まだ不幸なことに一般職の給與は生活給の域を脱しておらない実情にあると、かように考えますので、今暫らくのところは上下を通じまして共に苦難を忍んで行かなければならない、かような考へに立つておりますので、これが第一の反対の理由でございます。

第二の理由は、只今もだん／＼申上げましたように、号俸調整の切替へによつて生ずるところの不合理な点であります。政府の御答弁とか、御説明を伺つておりますと、それは法の実施

昭和二十六年一月十四日印刷

に際して不公平のできないように考慮して行くと、かようにたゞ／＼伺つたのでございますが、それにつきまして思い付きではなからうかと思われるようなあまいものか、この審議に當りまして終始一貫流れておると、かように考えるのでございます。かような不完全にして不合理な法案が通りました場合に、政府の言われまするよな考慮を以てして、この非科学的な行き方を以てして、果してその調整がうまく行くであろうかどうかというところを甚だ懸念するものでございます。又一面におきましては法の制定に當りましては、これはすべからく一目瞭然その内容がはつきりわかるように成文化されなければならぬのであろうという考へを持ちますところから、本案にはどうしても同意できかねるのでございます。

最後に政府に、又人事院に希望を申述べて置きたいことは、かようなことになりましたのは、これは全くその連絡が悪かつたということが考えられるのであります。今後におきましてもこうした問題はあとを断たないこととてございましょうし、この案にいたしましてからがこれがもう少し完全なものになるように今後いたさなければならぬと皆考へておるのでございます。からして、今後その連絡を密にして頂くと、このことを切に希望として申述べて置きたいと存じます。

以上簡單でございしますが、反対の理由を申上げざるを得ない次第でございます。○委員長(木下源吾君) 他に御発言ございませんか。○加藤武徳君 私は自由党を代表いた

昭和二十六年一月十六日発行

しまして本案に賛成をいたすものでございします。なお賛成の詳細な理由につきましては本会議におきます討論に譲りたいと思へております。

○委員長(木下源吾君) 他に御発言ございませんか。……別に御意見もないようでございますから、討論は終局をしたものと認めて御異議ございませんか。○委員(木下源吾君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(木下源吾君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。一般職の職員給與に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。一般職の職員給與に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手をお願いいたします。

〔挙手者多数〕
〔笑われるぞと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下源吾君) 多数でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下源吾君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によつて、委員長が議院に提出する報告書について、多数意見者の署名を附するこ

とになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。多数意見者署名
加藤 武徳 早川 慎一
石原幹市郎 瀧井治三郎
平岡 市三 岡部 常
小野 哲

○委員長(木下源吾君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。それでは今日はこれを以て散会いたします。

午前十時二十九分散会
出席者は左の通り。
委員長 木下 源吾君
理事 加藤 武徳君
早川 慎一君
千葉 信君

委員
石原幹市郎君
瀧井治三郎君
平岡 市三君
重盛 壽治君
森崎 隆君
岡部 常君
小野 哲君
大隈 信幸君
紅露 みつ君

政府委員
内閣官房副長官 菅野 義丸君
人事院給與局長 慶徳 庄意君
説明員
人事院総裁 浅井 清君

参議院事務局

印刷者 印刷局